



鳥取県公報

令和3年7月26日（月）
第9320号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（412）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（413）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定の解除予定（2件）（414・415）（森林づくり推進課）・・・・・・・・ 2
	都市計画法第66条による告示（416）（道路建設課）・・・・・・・・・・ 3
◇ 監査告示	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等（2）・・・・・・・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第412号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みらい内科クリニック	倉吉市昭和町二丁目233	令和3年7月1日

鳥取県告示第413号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者及び介護予防事業者の主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業所及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社ちいき けあ山陰	米子市米原六丁目 6-6	訪問看護リハビリ ステーションビュ ートゾルフ米子	米子市米原六丁目 6-6	訪問看護	令和3年7月 1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
株式会社ちいき けあ山陰	米子市米原六丁目 6-6	訪問看護リハビリ ステーションビュ ートゾルフ米子	米子市米原六丁目 6-6	介護予防訪問看 護	令和3年7月 1日

鳥取県告示第414号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字杉谷字ナラシ284の5（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第415号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字杉谷字中谷尻リ274の4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

2(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字杉谷字ナラシ284の5（次の図に示す部分に限る。）、284の6

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第416号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 3・4・32号両三柳中央線及び3・3・4号西福原河崎線

2 施行者の名称

鳥取県

3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

監 査 委 員 告 示**鳥取県監査委員告示第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の29に規定する包括外部監査人である谷田真基の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が当該包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について、同法第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月26日

鳥取県監査委員 桐 林 正 彦
鳥取県監査委員 山 根 朋 洋
鳥取県監査委員 奈 良 井 恵
鳥取県監査委員 福 田 俊 史

氏 名	住 所	監査の事務を補助できる期間
岸本 信一	鳥取市吉成南町二丁目4-7	令和3年7月15日から令和4年3月31日まで
岩谷 章男	鳥取市鹿野町鹿野593	〃
西村 隆行	境港市上道町2001-10	〃